

# 福祉のしおり

令和 2 年改訂



南風原町

南風原町社会福祉協議会



## 1. 保健・福祉に関する相談窓口

1-1 役場保健・福祉等担当窓口	4
1-2 ふれあい福祉相談室	4
1-3 地域包括支援センター	5
1-4 在宅介護支援センター	5
1-5 コミュニティソーシャルワーカー	5
1-6 民生委員・児童委員	6
1-7 教育相談支援センター	6

## 2. 低所得世帯のために

2-1 生活保護	7
2-2 長期療養者に対する生活援助費の支給	7
2-3 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証	8
2-4 高額療養費の貸付	9
2-5 入院時食事療養費の減額	9
2-6 助産施設への入所	9
2-7 栄養強化事業	10
2-8 就学援助費の支給（要保護・準要保護）	10
2-9 助け合い金庫貸付事業	10
2-10 生活福祉資金貸付事業	11
2-11 食料品・生活用品の提供	12

## 3. 高齢者のために

3-1 介護保険制度	13
3-2 栄養改善事業（配食サービス）	13
3-3 軽度生活援助事業（ホームヘルパー派遣）	13
3-4 高齢者外出支援サービス事業	14
3-5 日常生活用具給付事業	14
3-6 在宅老人緊急通報システム	15
3-7 生活管理指導短期宿泊事業	15
3-8 一般高齢介護予防通所事業（地域型）（中央型）	16
3-9 友愛訪問事業	16
3-10 ふれあいコールサービス事業	16
3-11 高齢者健康づくり推進事業	16
3-12 家族介護教室	17

3-13 家族介護者交流事業（リフレッシュ事業）	17
3-14 南風原町在宅介護者の会「にじの会」	17
3-15 認知症高齢者等SOSネットワーク	18
3-16 日常生活自立支援事業	19
3-17 日常的金銭管理支援事業	19
3-18 老人福祉医療助成金支給事業（おむつ代）	20
3-19 家族介護用品給付事業	20
3-20 後期高齢者医療	20
3-21 高齢者記念品等の贈呈	22
3-22 南風原町老人クラブ連合会	22
3-23 字老人クラブ助成金の交付	22
3-24 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額	22

## 4. 乳幼児・児童および母子・父子世帯のために

4-1 児童手当	24
4-2 こども医療費助成	24
4-3 児童扶養手当	25
4-4 保育所等および認定こども園（保育部分）	26
4-5 一時保育事業	27
4-6 学童クラブ保育料の減免	27
4-7 子育て支援センター事業	28
4-8 ファミリーサポートセンター事業	29
4-9 子育てサロン	30
4-10 児童館	30
4-11 子ども食堂キッチンちむぐる	31
4-12 母子および父子家庭等医療費助成事業	32
4-13 母子父子寡婦福祉資金貸付	32
4-14 母子家庭等日常生活支援事業	33
4-15 母子保健推進員	33

## 5. 障がいをもつ方のために

5-1 身体障害者手帳の交付	34
5-2 療育手帳の交付	34
5-3 精神障害者保健福祉手帳の交付	34
5-4 補装具の給付	35
5-5 日常生活用具の給付	35
5-6 福祉電話の設置（貸与）	35
5-7 福祉機器貸出し事業（福祉機器リサイクル事業）	36
5-8 声の広報等発行事業	36

5-9 移動支援事業	36
5-10 日中一時支援事業	37
5-11 意思疎通支援事業	37
5-12 手話通訳者の配置	37
5-13 重度心身障がい者（児）医療費の助成	37
5-14 住宅改修費の助成	38
5-15 身体障害者自動車運転免許取得事業	38
5-16 自動車改造費の助成	38
5-17 高速道路通行料金の割引	39
5-18 運賃割引	39
5-19 特別児童扶養手当	39
5-20 特別障害者手当（20歳以上）・障害児福祉手当（20歳未満）	40
5-21 心身障害者扶養共済制度	40
5-22 障害年金	41
5-23 自動車税（種別割）および軽自動車税（種別割）の減免	41
5-24 南風原町身体障害者福祉会	41

## 6. 資料編

### 6-1 介護保険制度

①加入者（被保険者）と保険料	42
②サービス利用のながれ	43
③要介護状態区分と心身の状態	44
④利用者負担とサービス利用限度額	44
⑤利用できる主なサービス（在宅サービス）	45

### 6-2 障害福祉サービス

①福祉サービスの概要	51
②福祉サービスの種類	52
③サービス利用のながれ	54
④利用者負担	56
⑤自立支援医療	57

## 7. 南風原町内福祉事業所・施設 等

- この「福祉のしおり」は南風原町の保健・福祉に関する相談窓口や諸制度の概要についてまとめたものです。紙面の都合上、掲載していない事業等もありますので、あらかじめご了承ください。
- 内容については令和2年4月現在で掲載していますので、各制度・事業の詳細については、各相談窓口あるいは担当窓口にお問い合わせください。



# 1.

## 保健・福祉に関する相談窓口

### 1-1 役場保健・福祉等担当窓口

住民の保健・福祉に関する各種手続・相談に関する窓口は次のとおりです。

担当課	内 容	電話番号
こども課	<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 母子・父子福祉 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> こども・母子父子医療費助成 <input type="checkbox"/> 保育所など子育て支援に関すること <input type="checkbox"/> 児童養護・女性相談に関すること など	098-889-7028
保健福祉課 高齢者福祉班	<input type="checkbox"/> 高齢者の福祉サービスに関すること <input type="checkbox"/> 介護保険に関すること <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター	098-889-4416
保健福祉課 障がい者福祉班	<input type="checkbox"/> 障がい者の福祉サービスに関すること	
国保年金課	<input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 など	098-889-1798
国保年金課 健康づくり班	<input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 各種健診 <input type="checkbox"/> 健康相談 <input type="checkbox"/> 育児に関すること <input type="checkbox"/> 乳幼児健診 <input type="checkbox"/> 特定健診 <input type="checkbox"/> がん検診 <input type="checkbox"/> 保健指導 など	098-889-7381 (ちむぐる館内)

### 1-2 ふれあい福祉相談室(町社会福祉協議会)

お気軽にご相談ください ☎098-889-6270

住民のあらゆる心配ごとに対し適切な助言・援助を行い、問題解決のお手伝いをする「福祉総合相談所」です。

経済的なこと、家族のこと、仕事のこと、医療費・学資資金等の借入、借金に関すること、財産問題、法律問題、高齢者・障がい者(児)、母子世帯等の相談、子どもの不登校。虐待・DV、福祉制度・サービスの利用に関することなど、どんなことでもお気軽にご相談ください。



#### 一般相談

月曜日から金曜日まで 午前9時～11時 午後1時～4時  
※公休日を除く

#### 法律相談

毎月第2・第3・第4 木曜日 午前10時～12時(予約制)  
※弁護士：相続 離婚 損害賠償 等法律問題

#### 司法書士相談

毎月第3水曜日 午前10時～12時(要予約)  
※司法書士：借金問題 債務整理 登記 など

相談場所：南風原町総合保健福祉防災センター(ちむぐる館)相談室

## 1-3 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が安心して地域で暮らせるよう、介護や各種福祉サービスに関する相談を受け、総合的に支援しています。

### 【総合相談支援 ～相談ごとを聞かせてください～】

高齢者の方々の様々な不安や問題などの相談を伺い、総合的支援を行います。

### 【介護予防マネジメント ～適切な介護予防を考えます～】

高齢者の方々の様々な不安や問題などの相談を伺い、総合的支援を行います。

### 【包括的・継続的ケアマネジメント ～高齢者が暮らしやすい地域にするために～】

高齢者の方々の様々な不安や問題などの相談を伺い、総合的支援を行います。

### 【権利擁護、虐待早期発見・防止 ～高齢者の権利を尊重し支援します～】

高齢者の方々の様々な不安や問題などの相談を伺い、総合的支援を行います。

問合せ先 南風原町地域包括支援センター(町役場保健福祉課内) ☎098-889-3534

## 1-4 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう保健・福祉・介護の相談に対し、総合的に支援しています。

### 【具体的には・・・】

- ①在宅介護に関する相談を行います。
- ②公的サービスの利用手続きをお手伝いします。
- ③保健・福祉・介護サービス等を紹介します。
- ④介護保険に該当しない方々へ生活支援サービスを紹介します。
- ⑤高齢者の生活状況を把握し、福祉課題の早期発見・解決の支援を行います。

問合せ先 南風原町在宅介護支援センター(ちむぐくる館内) ☎098-889-3502

## 1-5 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域において支援を必要とする住民に対して、地域のつながりや人間関係など本人をとりまく環境を大切にしながら支援を行う、地域に密着した相談員です。

コミュニティソーシャルワーカーは、小学校区ごとに配置され、担当地域へ積極的に出向き、世帯の把握や支援活動に取り組んでいます。

### 【CSWの活動内容】

- ①福祉制度や公的サービスを活用し、解決のお手伝いをします。
- ②民生委員・児童委員やご近所(地域住民)の協力と連携。
- ③自治会や各団体の活動を紹介します、地域で孤立しないよう支援します。
- ④災害時にひとりで避難することが困難な方(ひとり暮らし高齢者、障がい者・児等)の支援ネットワークづくりをお手伝いします。

問合せ先 南風原町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 1-6 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けており、一定地域を担当し、常に地域住民の立場に立った活動を行います。すべての民生委員は子どもに関わる問題を担当する児童委員を兼ねています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関わる機関と児童委員との連絡調整を行い、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

生活のこと、子育てのこと、福祉サービスに関することなど、困りごとがありましたらお気軽に地域の民生委員・児童委員へご相談ください。

民生委員・児童委員には守秘義務があります。ご相談内容の秘密は守られます。

### 【主な活動】

- ①地域住民の暮らしや福祉に関する相談活動
- ②福祉制度や支援サービスの紹介
- ③高齢者サロンや子育てサロンなど、地域福祉活動への参加
- ④ひとり暮らし高齢者の見守り活動 など

**問合せ先 南風原町民生委員児童委員連合会（南風原町社会福祉協議会内）**  
☎098-889-3213



## 1-7 教育相談支援センター

町内小中学校の児童生徒および保護者を対象に不登校に関する教育相談を行っています。

教育相談支援センター ☎098-889-0501  
【受付日時】月・火・金曜日 午前9時～午後3時

受付日時は、変更する場合があります。また、会議等で不在の場合があります。

町内各小中学校でも教育相談を行っています。詳しくは、通っている学校へお問い合わせください。

**問合せ先 役場学校教育課 ☎098-889-6181**

# 2.

## 低所得世帯のために



### 2-1 生活保護

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ります

保護の種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助
	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助		

問合せ先 南部福祉事務所 ☎098-889-7150  
役場こども課 ☎098-889-7028

### 2-2 長期療養者に対する生活援助費の支給

就労による収入で生計を支えている方が傷病により3カ月以上療養する場合、生活援助費を支給し、生活の安定とその世帯の福祉増進を図ります。

ただし、生活保護世帯、町民税が一定額を超える方、公的年金受給者（寡婦年金を除く）、他から休業補償をうけることのできる方、本町居住1年未満の方は受給できません。

- 支給額 月額：20,000円（寡婦年金受給者は15,000円）
- 支給期間 12カ月以内

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028





## 2-3

# 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、外来でも入院でも個人単位で一医療機関の窓口での支払いが（月額、1日から末日）限度額までとなります。限度額は所得区分により異なるため、認定証が必要な方は、国保年金課窓口で交付申請してください。

### 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行できる方

次の①～④の条件を満たしている方が対象となります。

- ①国民健康保険に加入している方
- ②世帯全員が所得申告を行っていること（被扶養者を除き未申告者がいないこと）
- ③国民健康保険税の滞納がない世帯
- ④70～74歳の一般又は現役並みの所得区分に該当しない方（70～74歳の一般、現役並みの所得区分に該当する方は保険証の提示のみで限度額が適用されます）

### ○70歳未満の自己負担限度額(月単位)

所得区分 ★1	3回目まで	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
901万円超 (ア)	252,600円 (総医療費-842,000円)×1%を加算	140,100円	460円
600万円超 901万円以下 (イ)	167,400円 (総医療費-558,000円)×1%を加算	93,000円	
210万円超 600万円以下 (ウ)	80,100円 (総医療費-267,000円)×1%を加算	44,400円	
210万円以下の住民税非課税世帯 (エ)	57,600円	44,400円	210円
住民税非課税世帯 (オ)	35,400円	24,600円	

### ○70歳以上 75歳未満の自己負担限度額(月単位)

負担割合・区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降★2	食事代 (1食あたり)
3割負担 現役並み所得 ★3	現Ⅲ 690万円以上	252,600円 (総医療費-842,000円)×1%を加算		140,100円	460円
	現Ⅱ 380万円以上	167,400円 (総医療費-558,000円)×1%を加算		93,000円	
	現Ⅰ 145万円以上	80,100円 (総医療費-267,000円)×1%を加算		44,400円	
1割負担 (昭和19年 4月2日以降生 は2割負担)	一般	18,000円 ★6	57,600円	44,400円	210円
	低Ⅱ ★4	8,000円	24,600円	なし	
	低Ⅰ ★5	8,000円	15,000円	なし	

発行の必要はありません

- ★1 同一世帯の国保加入者全員の基礎控除後の総所得金額等
- ★2 過去12ヵ月間に同一世帯で自己負担限度額を3回以上超えた場合、4回目以降適用
- ★3 同一世帯の70歳以上の国保加入者のうち、住民税課税所得が145万円以上の人がいる世帯
- ★4 住民税非課税世帯
- ★5 住民税非課税で必要経費・控除を差引いたとき、0円となる世帯(年金所得は控除額80万円として計算)
- ★6 8月から翌年7月までの年間限度額は144,000円

注：上記の自己負担限度額には食事代、パジャマ代等、保険適用外の負担は含まれません。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-4 高額療養費の貸付

医療費の一部負担金が高額になり支払いが困難な方に対し、高額療養費相当額を本人に代わり医療機関にお支払いする制度です。南風原町の国民健康保険に加入している方が対象です。

### 【高額療養費の貸付の対象となる場合】

- ・前月以前の医療費で限度額を超えたとき
  - ・同月内で複数の医療機関（入院・外来）の医療費で合算して限度額を超えたとき
- ※合算の対象となる医療費は、一部負担金が 21,000 円以上の医療費です。但し、70 歳以上は全ての医療費が合算対象外です。
- ※食事代、差額ベッド代、パジャマ代等、保健外負担金については対象外です。
- ※交通事故やケンカなど、第三者に係る医療費は保険適用外のため貸付を利用できません。
- ※なお、高額療養費貸付の対応は診療日の属する月の翌月の 1 日から起算して 2 年間です。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-5 入院時食事療養費の減額

国民健康保険加入者で、住民税非課税世帯の場合、申請することで入院中の食事代が減額されます。※一般課税世帯の入院時食事代 460 円 / 1 食あたり

□入院時食事代（減額後 1 食あたり）

区分	過去 12 ヶ月で 90 日までの入院	210 円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	過去 12 ヶ月で 90 日を超える入院	160 円
住民税非課税世帯 低所得Ⅰ		100 円

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」が必要になります。

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 2-6 助産施設への入所

出産の費用に困っている妊婦に対し、安全な出産が図れるよう、助産施設（指定病院）へ入所（入院）させ、出産費用を援助します。対象となるのは町民税非課税世帯（所得税額が 8,400 円以下の方は応相談）の方で、原則として予定日の 2 ヶ月前までに申請が必要です。

### 助産施設

- ①沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ②沖縄県立中部病院  
③沖縄赤十字病院 ④沖縄県立宮古病院 ⑤沖縄県立八重山病院 ⑥沖縄協同病院  
⑦南部徳洲会病院 ⑧那覇市立病院 ⑨公立久米島病院 ⑩沖縄県立北部病院

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
南部福祉事務所 ☎098-889-6364

## 2-7 栄養強化事業

医師等により栄養強化を行う必要があると認められた乳児・妊産婦に対し栄養食品（粉ミルク等）を支給します。

支給対象者には、生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得税非課税世帯の条件等がありますのでご相談ください。



問合せ先 役場国保年金課 健康づくり班 ☎098-889-7381

## 2-8 就学援助費の支給（要保護・準要保護）

経済的理由により就学困難と認められる小中学生の保護者に対し、学校給食費、医療費、学用品費、修学旅行費など就学に係る費用の一部を援助します。

問合せ先 役場学校教育課 ☎098-889-6181

## 2-9 助け合い金庫貸付事業

療養又は休職、緊急の出費等で一時的に日常生活に支障が生じた世帯に対し、小口資金を無利子で貸付します。貸付には原則として保証人が必要です。（貸付額により保証人を免除する場合があります。）

貸付額：10万円以内       償還（支払）期間：貸付の日から1年以内

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213

## 2-10 生活福祉資金貸付事業

低所得者や障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。

総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活で賄うことが困難である費用 ・就職、転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等に必要な経費 ・福祉用具の購入に必要な経費 ・障がい者用自動車の購入に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・就職後、初回給料日までの生活費 ・給与等の盗難、紛失 ・医療費又は介護費等の支払等 ・年金、保険、公的給付等の支給開始日まで
教育支援資金	教育支援費	高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に修学するために必要な経費
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
臨時特例つなぎ資金		住居のない離職者で公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている者であり、かつ給付が始まるまでの生活に困窮している方に貸付する資金

### ○貸付利子について

貸付利子は、総合支援資金・福祉資金福祉費は連帯保証人を立てた場合は無利子です。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間経過後、年1.5%の貸付利子がかかります。

※「緊急小口資金」「教育支援資金」は無利子です。

※世帯単位での貸付制度です。

○教育支援資金と緊急小口資金は保証人不要(原則)です。その他は原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも借受できる場合があります。

○日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等、他の制度利用が優先されます。

○総合支援資金は、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている方(生計中心者)を対象とし、生活の立て直しや経済的自立を支援する貸付です。

○民生委員が援助活動を行います。

世帯の生活の自立と安定を図ることを目的としていることから、相談・申込みから返済が終了するまで地域を担当する民生委員が援助活動を行います。

○貸付の相談・申請受付は町社会福祉協議会が行い、県社会福祉協議会へ提出し、審査会を経て貸付の可否が決定されます。

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213

## 2-11 食料品・生活用品の提供

生活困窮世帯で、食料品をはじめ各種生活用品が不足している状態にあり、緊急的な支援を必要とする方に対し、町社会福祉協議会で保有する物品を提供することで、生活の立て直しを図ります。

### 対象者

低所得世や離職・休職により収入がない等、様々な事情により食料品や生活用品の確保が困難な方

### 支援内容

・食料品の提供（お米・野菜・インスタント食品・乾物・飲料など）  
・生活用品の提供（洋服・生活雑貨など）

※町社会福祉協議会へ寄贈された物品を提供しています。提供できる物品は主に中古品です。

※原則、町社会福祉協議会が保有している物品であり、物品の在庫状況では提供できない場合もあります。

※食料品については、町社会福祉協議会と関係機関に寄附された物品を活用して提供しています。

### フードドライブ運動実施中

ご家庭で余っている食料品を生活に困っている方々のために提供してください。

#### □募集している食料品

すべての食料品で、賞味期限が1ヵ月以上残っている未開封のものを募集しています。（お酒は除きます）

お米、缶詰、乾めん、レトルト食品、カップめん、飲み物、お菓子、油、調味料など

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-6270・098-889-3213



# 3.

## 高齢者のために



### 3-1 介護保険制度

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者となって加入し、保険料を負担する制度です。被保険者は介護が必要となった時には、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる仕組みになっています。(詳細は42ページをご参照ください。)

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

### 3-2 栄養改善事業(配食サービス)

在宅高齢者の方で健康で自立した生活を送ることが出来るよう、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康保持を図るとともに、安否の確認を行い、在宅生活を支援します。



- 対象者 おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯等で調理が困難な方
- 内容 月曜日から金曜日 昼食・夕食
- 利用料 300円/1食あたり

※利用希望者の調理能力、経済的状況、親族の支援状況等を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

### 3-3 軽度生活援助事業(ホームヘルパー派遣)

おおむね65歳以上の高齢者で日常生活上支援が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助等の支援を行い心身の健康保持及び生活の安定を図ります。



- 対象者 掃除・調理などの支援が必要な方で、介護保険の認定を受けていない方
- 利用料 120円/1時間あたり

※利用希望者の心身の状態、経済的状況、親族の支援状況を総合的に判断し、サービスの可否、利用回数等を決定します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-4 高齢者外出支援サービス事業

1. おおむね 65 歳以上の在宅高齢者で一般の交通機関を利用することが困難な方に対し、リフト付き車両を使って自宅と医療機関等の送迎を行います（リハビリ通院を除く）。

- 利用料 無料
- 利用時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時(祝日・年末年始除く)
- 利用範囲 町内及び本町に隣接する市町村

2. おおむね 65 歳以上の高齢者の方で歩行に不安があるため、自分で一般高齢介護予防通所事業の開催場所（地域公民館）まで歩くことが困難であり、家族等の援助も難しい方を送迎します。



※利用申請は、地域担当民生委員をとおして受付します。

- 利用料 無料

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-5 日常生活用具給付事業

おおむね 65 歳以上の高齢者に対し、自立支援及び介護予防を促進することを目的として日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。



### 給付等品目

- ・歩行支援用具(手すり・スロープ等)
- ・腰掛便座(ポータブルトイレ)
- ・入浴補助用具(シャワー用椅子等)
- ・電磁調理器
- ・火災報知器
- ・自動消火器
- ・福祉電話(貸与)

### 負担額

用具によって設定された利用限度額の範囲で購入額の1割の負担、または生計中心者の所得に応じた費用負担があります

※福祉電話は、低所得のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯で緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。

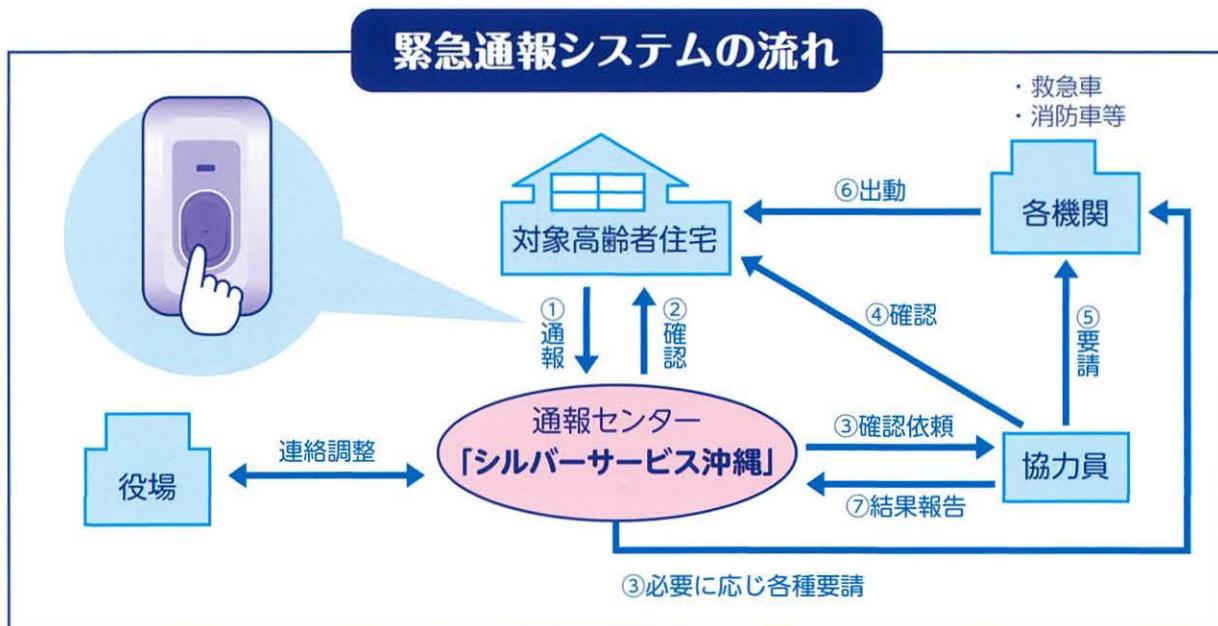
(設置は無料ですが、毎月の基本料金・通話料は本人負担となります。)

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 3-6 在宅老人緊急通報システム

おおむね 65 歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の急病・事故等の緊急時に迅速な対応ができるよう緊急通報システムを設置し、高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を図ります。

□負担額 設置は無料で電話料・電気代及び利用者の責による修理費については利用者負担となります。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 3-7 生活管理指導短期宿泊事業

おおむね 65 歳以上の高齢者で緊急に短期入所が必要となった人に、一時的に介護老人福祉施設を利用してお世話します。

- 利用可能日 7日以内
- 利用額 施設利用費用 + 食事代
- 利用施設 介護老人福祉施設 嬉の里

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416



### 3-8 一般高齢介護予防通所事業(地域型)(中央型)

地域の公民館・集会所・ちむぐくる館を拠点にして健康チェック・レクリエーション・趣味活動を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消および自立生活の支援を図ります。実施回数および対象者は地域によって異なります。

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213  
役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 3-9 友愛訪問事業

定期的な見守りが必要な世帯を対象に福祉協力員等が訪問し、安否の確認を行いながら孤独感の解消を図ります。

□回数 週1回(火曜日)

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

### 3-10 ふれあいコールサービス事業

おおむね 65 歳以上の単身高齢者世帯等へ定期的に電話をかけ、健康状態の把握や心のふれあいを図ります。

□回数 週3回(月・水・金曜日)  
□利用料 無料

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

### 3-11 高齢者健康づくり推進事業

ちむぐくる館健康増進室を有効活用して、高齢者の筋力の維持・向上と健康・生きがいづくりを推進し、あわせて積極的な社会参加を図るため、町内を巡回する福祉バスを運行します。

□回数 週3回(月・水・金曜日)  
□内容 (1) 健康推進員による指導  
(2) 巡回福祉バス(無料送迎バス)の運行  
□利用料 無料

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-12 家族介護教室

在宅で介護をしている方が介護の方法や福祉制度および介護者自身の健康づくりについて学び、介護の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

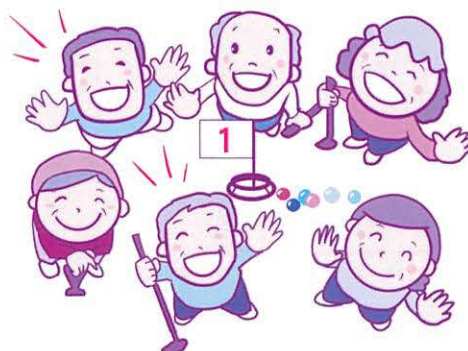
□対象者 高齢者等を介護している家族 他

問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-13 家族介護者交流事業(リフレッシュ事業)

在宅で要介護状態や認知症の高齢者等を介護している家族の方々が、交流や情報交換およびレクリエーションをとおして日頃の介護疲れを軽減し心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

□内容 交流会、ピクニック 等  
□対象者 高齢者等を在宅で介護している家族



問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-14 南風原町在宅介護者の会「にじの会」

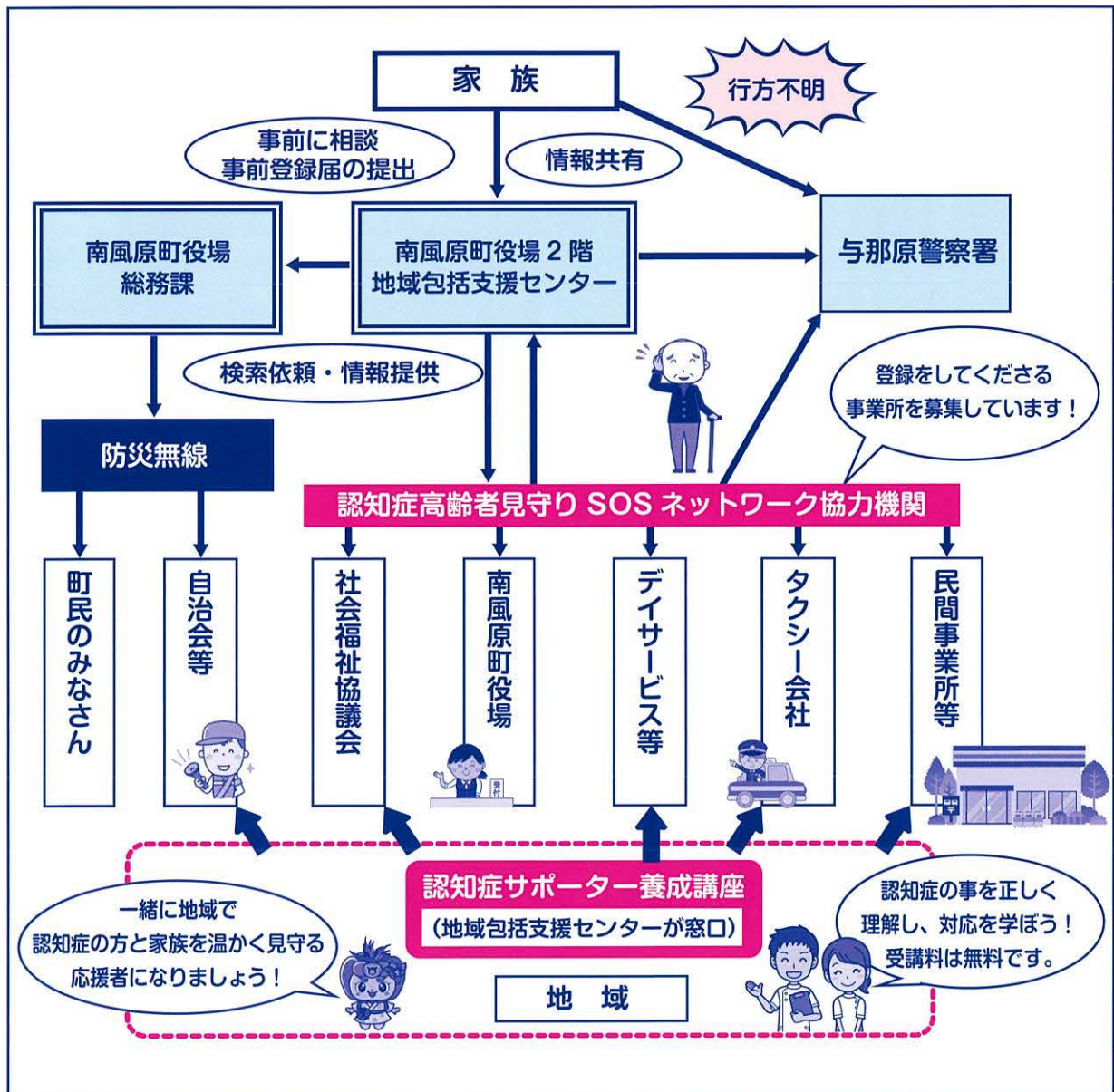
在宅で家族を介護している方々が、家族介護者交流事業等で、情報交換や心身のリフレッシュを図ることで介護負担を軽減し、在宅で安心して介護ができるよう様々な活動を行っています。

問合せ先 町在宅介護支援センター ☎098-889-3502  
町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-15 認知症高齢者等SOSネットワーク

道迷いのおそれのある認知症高齢者等を早期に発見し保護できるよう、地域関係機関等の支援体制をつくり、高齢者等の安全と家族等への支援を図ります。

□対象者 町内に居住する認知症高齢者等



問合せ先 町地域包括支援センター ☎098-098-889-3534

## 3-16 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用、通帳や印鑑の預かり、入出金等の金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。

### ■内 容

- (1) 福祉サービス利用のためのお手伝い
  - 福祉サービスについての説明      ○福祉サービスの利用・終了手続き
  - 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助
- (2) 日常的な金銭管理のお手伝い
  - 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い      ○年金、手当てなどの受け取り
  - 預貯金の出し入れなど
- (3) 書類などの預かりサービス
  - 通帳、印鑑、権利証などの預かり

### ■対象者

- 認知症の方、精神に障がいのある方、知的に障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方
- 日常生活に不安のある方  
認知症と判断されていない、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていないが、日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方

### ■援助の流れ

専門員が利用希望者と相談しながら、契約書・支援計画を作成して契約を結び、専門員（生活支援員）によるサービスが開始されます。

■利用料 1時間あたり 1,200円（生活保護世帯は減額されます）

■交通費 1キロあたり 10円（生活支援員がお手伝いの際にかかった距離）

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-17 日常的な金銭管理支援事業

判断能力の低下・欠如により自ら金銭管理が困難な方などで、日常生活に必要な金銭管理を行い住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように支援を行います。

ただし、日常生活支援自立事業などの利用までのつなぎや自立に向けた一時的な支援とします。

□利用料 無 料

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 3-18 老人福祉医療助成金支給事業(おむつ代)

在宅高齢者(病院入院含む)に対し健康保険法等の保険外負担となっているおむつ代を助成します。

- 対象者 次の要件全てに該当する方が支給対象となります。
  - (1) 65歳以上で、おむつ使用が6ヵ月以上継続している。
  - (2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所(入院)していない。
  - (3) 南風原町に住民登録してから6ヵ月以上になる。
  - (4) 南風原町の介護保険被保険者であること。
  - (5) 生活保護等、他の制度でおむつ代を補てんしていない。
- 支給額 月額 2,500円
- 支給時期 毎年9月末頃(3月～8月分)と3月末頃(9月～2月分)です。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 3-19 家族介護用品給付事業

在宅の高齢者(40歳から64歳で介護認定を受けている方含む)を介護している家族等の負担を軽減し、要介護者の在宅生活の継続と向上を図るため、介護用品を給付します。

- 対象者 本町に住所を有する要介護4又は5に相当する在宅の高齢者等で町民税非課税世帯に属する者を介護している家族。家族が別世帯の場合、家族も非課税世帯であること。  
要介護者は、南風原町の介護保険被保険者であること。  
ただし、入院中は給付を受けることができません。
- 給付の方法 申請に基づき給付券を発行。町が指定した薬局で給付券を提示し必要な介護用品と交換を行う。
- 給付額 1人あたり月額 8,333円
- 介護用品の種類 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、消臭剤、ラバーシート、ドライシャンプー、うがい薬

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 3-20 後期高齢者医療

この制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療連合会が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

- 対象者 (1)75歳以上：75歳の誕生日当日から対象となります。  
(2)65歳以上74歳未満で一定の障がいのある方：  
申請して、後期高齢者医療広域連合から認定を受けて対象者となる  
ことができます。
- 保険証 後期高齢者医療制度では、**被保険者証が1人に1枚ずつ交付**され、被保険者となる全員が**1人ひとり保険料を納める**こととなります。

■ **保険料の決まり方** 被保険者全員が等しく負担する … 「均等割額」  
 被保険者の所得に応じて負担する … 「所得割額」 の合計になります。

**後期高齢医療保険料年額算出表**

(令和2年度4月1日現在)

<b>均等割額</b>	+	<b>所得割額</b>	=	<b>保険料</b>
<b>48,440 円</b>		<b>(所得 - 330,000 円) × 8.88%</b>		<b>(上限は 64 万円)</b>

※低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。  
 ・均等割額保険料 … 2割軽減・5割軽減・7割軽減・7.75割軽減  
 (令和3年度以降は7割軽減となります)

**【限度額適用・標準負担額減額認定証(限度額認定証)について】**

負担割合	所得区分	外 来 (個人)	入院 + 外来 (世帯単位)	入院時の食事 (1食あたり)	限度額 認定証 対象者		
現役並み所得者 3割負担	課税世帯 区分(現役並み)Ⅲ 課税所得 690 万以上	[252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%] (140,100 円)※		460 円	×	<b>【限度額認定証あり】</b> →自己負担限度額 までの支払いに とどめられます。	
	限度額認定証該当 (課税世帯) 区分(現役並み)Ⅱ 課税所得 380 万以上	[167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%] (93,000 円)※		460 円	○		<b>【限度額認定証なし】</b> →①自己負担限度額 の全額支払い。 →②後日自己負担 限度額を超えた分 が【高額療養費】 約5ヵ月後に通帳 に還付されます。
	区分(現役並み)Ⅰ 課税所得 145 万以上	[80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%] (44,400 円)※		460 円			
1割負担	課税世帯 一般の方	18,000 円	57,600 円 (44,400 円)※	460 円	×	○印で対象の方は 申請できます。 <b>【申請に必要な書類】</b> ①被保険者証 ②認印 ③代理の場合: 窓口に来る方の 身分証明書	
	限度額認定証該当 (非課税世帯) 区分(低所得)Ⅱ	8,000 円	24,600 円	210 円 過去12ヵ月 の入院数 90日以内	○		
	区分(低所得)Ⅰ	8,000 円	15,000 円	160 円 過去12ヵ月 の入院数 91日以上			

※同一世帯で12ヵ月以内に高額療養費の支給月数が3ヵ月ある場合には、4ヵ月目から限度額が軽減されます。

**限度額適用・標準負担額減額認定証とは？**

限度額適用・標準負担額減額認定証は、同じ世帯の方が全員、住民税非課税のときに交付を受けることができます。町国保年金課窓口で交付を受けると、上記【自己負担限度額:月額】のとおり入院したときの自己負担額と食事代が減額されます。

適用区分については、年金の種類や収入などに応じて異なりますので、詳しくは町国保年金課窓口でお問い合わせください。

**特定疾病療養認定**

厚生労働大臣が指定する特定疾病(「先天性血液凝固因子障害の一部」、「人工透析が必要な慢性腎不全」、「血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症」)の方は入院時の一部負担金は医療機関または薬局ごとに1ヵ月10,000円を限度とします。

「特定疾病療養受給証」が必要になりますので、町国保年金課窓口申請してください。

**問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798**

### 3-21 高齢者記念品等の贈呈

トーチ (88 歳)、カジマヤー (97 歳)、新 100 歳の方に記念品等を贈呈して高齢者の長寿を祝います。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 3-22 南風原町老人クラブ連合会

老人クラブでは、会員が生きがいづくり・仲間づくりをとおして、生活を豊かにするための活動を行うとともに、その知識や経験を活かして社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりをめざしています。

- 主な活動
  - ・地域見守り活動 (パトロール)
  - ・スポーツ大会 (グラウンドゴルフ、ボウリング等)
  - ・カラオケ大会
  - ・女性部活動 (友愛訪問、福祉レク・手工芸・料理講習会等)

- サークル活動
  - ・民謡サークル
  - ・カラオケサークル



問合せ先 南風原町老人クラブ連合会 (南風原町社会福祉協議会内)  
☎098-889-3213

### 3-23 字老人クラブ助成金の交付

町内の字老人クラブに対して活動助成金を交付します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 3-24 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額

高齢者等が、一定の要件を満たしてバリアフリー改修工事を行った場合、3 ヶ月以内に申請すると翌年度分の固定資産税額が3分の1減額されます。  
お問い合わせのうえ手続きしてください。

問合せ先 役場税務課 ☎098-889-4413

## 長寿の祝い

- 還暦 (60 歳)** 生まれた年の干支に再び戻ることからこの名称があり、子どもたちから贈られた赤の布のチャンチャンコを着る習慣がある。
- 古希 (70 歳)** 漢詩の「古来稀なり」に由来。
- 喜寿 (77 歳)** 喜の草書体の「乚」が「七十七」に見えることからきた名称である。
- 傘寿 (80 歳)** 傘の略字「伞」が「八十」に見えることから。俗称では「はと寿」とも言う。
- 米寿 (88 歳)** 八十八を一字にすると「米」になることから。沖縄ではトーチ祝 (8月8日)
- 卒寿 (90 歳)** 卒の通書体「卒」が「九十」に見えることから。
- 白寿 (99 歳)** 「百」から第一画をとると「白」の字になることから。

### ※沖縄の生年祝い (トシビー)

13才、25才、37才、49才、61才、73才、85才

◎97才はカジマヤー祝 (旧暦9月7日)





# 4.

## 乳幼児・児童および母子・父子世帯のために

### 4-1 児童手当

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している方に支給されます。

■対象者 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

■支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 ※第3子以降は15,000円
中学生	一律 10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特別給付として月額一律5,000円を支給します。

■支給時期 毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までが支給されます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

### 4-2 こども医療費助成

こどもの健やかな成長に寄与することを目的に、南風原町内に住所を有する中学校3年生までのこどもに対し、医療費が助成されます。なお、助成を受けるには「受給資格者証」の申請が必要です。



問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

## 4-3 児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です。

### ■対象となる児童

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

※ただし、公的年金受給者、所得が一定額を超える場合等は手当の減額（一部支給）、または支給されない場合もあります。

（令和2年度4月1日現在）

### ■手当の月額

区 分	全額支給	一部支給
児童が1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
児童2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
児童3人目以降の加算額（1人につき）	6,110円	6,100円～3,060円

※一部支給は所得額（養育費の8割を加算）に応じて決定されます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028



## 4-4 保育所等および認定こども園（保育部分）

保育所等および認定こども園（保育部分）は、保護者の就労、疾病などの理由によって、保育を必要とする児童を預かり保育をする施設です。

また、発達支援を必要とする児童の健全な社会性の成長発達を促すことを目的とした発達支援児保育、保護者の就労時間等やむを得ない事情のために延長保育が実施されています。

	保育所(園)名	電話番号	所在地
町立	宮平保育所	889-3920	宮平9番地
法人	津嘉山保育園	889-1336	津嘉山105番地
	かねぐすく保育園	889-4378	新川160番地
	南風原はなぞの保育園	889-3425	大名156番地4
	若夏保育園	882-7800	津嘉山1667番地9
	みつわ保育園	889-0767	喜屋武416番地2
	さんご保育園	889-1768	本部434番地44
	はえばる保育園	889-4259	津嘉山1208番地1
	マイフレンズ保育園	888-2862	宮平375番地
	ていだ保育園	888-1945	宮平607番地1
	なのはな保育園	888-0296	宮城52番地1
	よなは保育園	889-6949	与那覇153番地2
	ももの木保育園	851-4908	本部178番地6
	やまがわ保育園	996-4188	山川347番地
	南風原やまびこ保育園	889-1536	宮平496番地9
	地域型	よいサマリヤ人保育園	889-1339
めだか保育園		889-0963	本部155番地1
くわの実保育園		851-8904	山川368番地1
たいようのおか保育園		996-3717	津嘉山113番地1
ぱすてる保育園つかざん園		851-4430	津嘉山1351番地
認定こども園	開邦幼稚園	889-5619	宮城428番地1

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

## 4-5 一時保育事業

保護者のパート就労や疾病・出産等により一時的に家庭保育が困難な場合、児童を保育します。

対象理由により、利用限度日数が週1日～月15日と設定されています。

- **実施場所** 町内認可保育所（園）  
宮平保育所、みつわ保育園、かねぐすく保育園（補助事業）  
※上記以外の保育園は自由事業となります。  
※実施状況については各園へお問い合わせください。

- **利用料** 各保育所（園）で設定されています。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
町内各認可保育所（園）

## 4-6 学童クラブ保育料の減免

学童クラブでは、ひとり親家庭等の世帯および生活保護受給世帯に対する保育料減免を行っています。

- **対象となるひとり親家庭等とは次の①または②に該当する場合です。**
  - ①児童の保護者が児童扶養手当を受給している場合
  - ②児童または児童の保護者が南風原町母子及び父子家庭等医療費助成を受けている場合
- **入所児童一人につき、その月の学童保育料の1/2以内で5,000円を超えない額を減免・補助します。**

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
町内各学童クラブ



## 4-7 子育て支援センター事業

地域の子育て家庭に対する育児支援を目的に、子育て情報の交換や相談を行うと共に自由に遊べる場所を提供し、子どもや親同士の交流を図ります。

■ 利用料 無料

- 実施場所
- ①ふくぎの家（宮平保育所内）  
月～土 午前9時30分～午後3時  
（土曜日は午前中、日曜日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
  - ②たんぼぼ広場（津嘉山保育園内）  
月～金 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時  
（土日・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
  - ③がじゅまる広場（かねぐすく保育園内）  
月～土 午前9時～午後2時  
（土曜日は自主交流・祝日・慰霊の日・年末年始は休み）
  - ④他 町内法人保育園は子育て広場実施（自由事業）  
実施曜日、時間等は各保育園へご確認のうえ、ご利用ください。  
※①～③についても実施状況については各園へお問い合わせください。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
町内各認可保育所（園）



## 4-8 ファミリーサポートセンター事業

子育てのお手伝いを必要としている方（お願い会員）と子育ての支援ができる方（サポート会員）がセンターに登録し、相互扶助活動による子育て支援を行います。

### 会員登録できる方

#### 《おねがい会員》

- ①町内に居住する方、または町内の事業所に勤務する方。
- ②生後4ヵ月～小学6年生までの育児をしている方。
- ③その他、育児支援が必要と認められた方。

#### 《サポート会員》

- ①原則、町内に在住する方。
- ②健康で積極的に活動できる方。
- ③センターが指定する講習会等を受講した方。



### 具体的な支援内容

- ①保育園・幼稚園等の保育開始時間までの預かりおよび施設までの送り。
- ②保育園・幼稚園等の保育時間終了後の送迎。
- ③学校・学童クラブ等の終了後の預かり。
- ④子どもの軽度の病気時の預かり。
- ⑤保護者等の病気や急用時等の預かり。
- ⑥冠婚葬祭、または他の子どもの学校行事等の時の預かり。
- ⑦その他、支援が必要と認められた時。

### 利用料

サービスを利用した場合は、おねがい会員からサポート会員へ直接報酬を支払っていただきます。

#### ■月曜日～金曜日

- ・ 7:00～19:00 600円/1時間あたり
- ・ 19:00～22:00まで 700円/1時間あたり

#### ■土・日・祝祭日、年末年始

- ・ 7:00～22:00まで 700円/1時間あたり



問合せ先 南風原町ファミリーサポートセンター（町社会福祉協議会）  
☎098-889-3327・098-889-3213

## 4-9 子育てサロン

地域の公民館等を利用して子育て中の親子が集まり、子育てについての情報交換や親子同士の交流を図ります。

### ■実施地域

	実施地区	実施日
1	与那覇子育てサロン	毎月第1・3・4・5火曜日
2	新川子育てサロン	毎月第1・2・3・4水曜日（午前10時～正午）
3	兼城子育てサロン	毎週木曜日（午前10時～正午）
4	照屋子育てサロン	毎週金曜日（午前10時～正午）
5	第2団地子育てサロン	毎週月曜日（午前10時～正午）
6	ちむぐくる館	毎月第2火曜日（午前10～正午）

■内 容 親子で楽しめるレクリエーション、情報交換、子育て相談、おやつタイムなど。

■参加費 無料（一部有料）

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 4-10 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設で、明日を担う子どもたちの遊びの拠点として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などをおして、心身と共に健やかに育つことを目的としています。

### ■町内の児童館

児童館名	電話番号	所在地
北丘児童館	889-3883	宮平489番地1
兼城児童館	889-6114	兼城84番地
本部児童館	889-5008	本部116番地
津嘉山児童館	888-2925	津嘉山663番地1

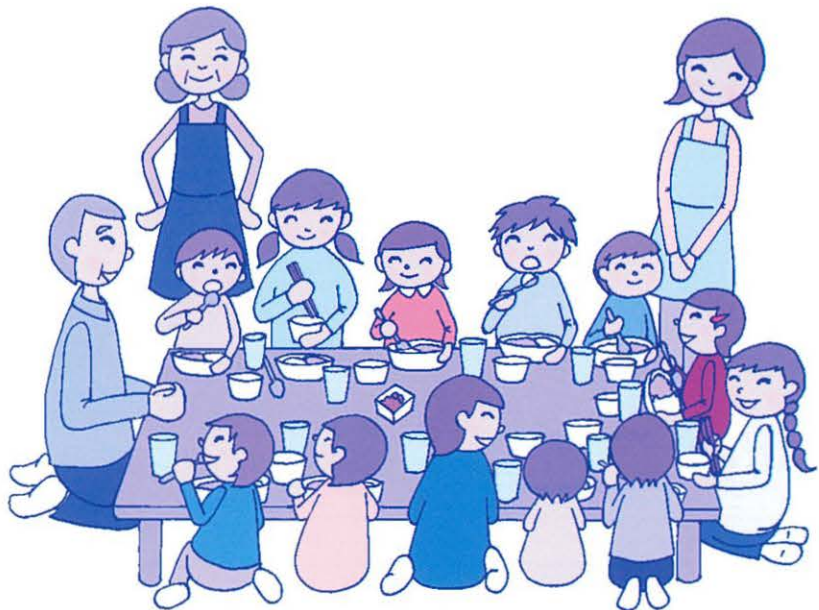


## 4-11 子ども食堂キッチンちむぐる

子ども達が、夕食を食べたり、宿題やお話しをしたりできる居場所を提供します。

- 場 所 ちむぐる館
- 開 催 日 毎週水曜日 午後5時～7時30分（公休日、年末年始を除く）
- 対 象 者 町内の小中学生
- 参 加 費 100円

問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213





## 4-12 母子および父子家庭等医療費助成事業

18歳未満の児童を扶養している母子および父子家庭等に対し、医療費の一部が助成されます。ただし、所得制限があり、助成を受ける場合、毎年「受給者証」の申請が必要です。

### 助成の範囲

各医療保険診療に係る自己負担から一部負担金を控除した額が対象となります。  
(学校の災害共済給付や他の法律等で負担する分、各保険による付加給付分、高額療養費の対象となる分は除かれます。)

### 負担額

通院：1月1保険医療機関につき1,000円

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028

## 4-13 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子父子（寡婦）家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るため無利子または低利で資金を貸付します。

**母子・父子とは** … 配偶者のいない母または父で現に児童を扶養している者。  
**寡婦とは** …………… 配偶者のいない母で、かつて配偶者のいない母として児童を扶養していたことがある者。  
**児童とは** …………… 20歳未満の者。

資金の種類	内 容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
技能習得資金	就職に必要な技能取得のための経費
修学資金	子どもの就学に必要な経費(授業料、交通費等)
就学支度資金	就学・修業するための必要経費
就職支度資金	就職に際し必要な経費および通勤用自動車等を購入する経費
修業資金	事業開始または就職に必要な知識技能習得のための経費
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な経費
生活資金	技能習得・医療介護資金貸付期間中の生活維持に必要な経費生活安定期間または失業中の生活維持に必要な経費
住宅資金	住宅の建設・購入・補修・増築などに必要な経費
転宅資金	住宅を転居するために必要な資金
結婚資金	子どもの結婚に際し必要な資金

※原則として連帯保証人が必要です。保証人が立てられない方でも貸付を受けることができます。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
 南部福祉事務所 ☎098-889-6364

## 4-14 母子家庭等日常生活支援事業

疾病等、日常生活に援助が必要な状況となり、かつ援助を行う者を得ることが困難な母子、父子および寡婦家庭に対し、ヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し一時的な保育や日常生活のお手伝いをします。

ただし、所得が一定を超える場合、費用負担があります。派遣回数は、原則として年間10回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応します。

### こんなとき、利用できます。

- ・母子家庭の母、父子家庭の父や児童の一時的なケガや病気。
- ・ひとり暮らしの寡婦、または寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気。
- ・母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- ・冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加。
- ・その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき。

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028  
沖縄県母子寡婦福祉連合会 ☎098-887-4099

## 4-15 母子保健推進員

母子保健推進員は、町長の任命をうけて妊産婦や保護者等が安心して育児に取り組めるよう、住民のよき相談相手となる方たちで、各行政区に配置されています。主な活動は、妊産婦や乳幼児の家庭訪問、母子保健事業のお手伝いなどを行政と連携をとりながら行っています。出産や子育てに関することで心配ごとや悩みごとがありましたら1人で悩まずお気軽にご相談ください。

問合せ先 役場国保年金課 健康づくり班 ☎098-889-7381



# 5.

## 障がいをもつ方のために



### 5-1 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合交付されるもので、手帳を持つことで種々の福祉サービスが受けられるようになります。手帳は重度の方から順に 1～6 級に区分されていますが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語等、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫）に分けられます。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 5-2 療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対し交付されるもので、障害の程度により最重度（A1）、重度（A2）、中度（B1）、軽度（B2）と区分され手帳をもつことで種々の福祉サービスが受けられるようになります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

### 5-3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方に対し、1～3 級に区分された手帳が交付されます。

手帳の有効期間は、交付の日から 2 年間で、交付を受けることで種々の制度が利用できるようになります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416



## 5-4 補装具の給付

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容および程度に応じ、補装具が給付されます。ただし、利用者負担として1割を利用者が負担する場合があります。（所得に応じて一定の負担上限が設定されます。）

なお、介護保険制度の対象者は介護保険制度が優先されますが、特殊な機能が必要な場合は利用できます。

### 補装具とは …

障がい者の身体の一部の欠損や機能の障がいを補い、身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用い長時間にわたり継続して使用するもの。

（例） 義肢、車いす、装具、盲人安全つえ、眼鏡、補聴器、歩行器、  
重度障害者用意志伝達装置 他

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-5 日常生活用具の給付

障害者手帳（身体・療育・精神）の交付を受けている方および難病患者等（特殊の疾病告示に掲げる疾患に該当するもの）で、その障がいの内容および程度に応じ、日常生活の便宜を図るため種々の用具が給付されます。ただし、世帯の所得に応じ費用負担があります。

### 対象物品

（肢体不自由者）… 特殊寝台、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具、歩行支援用具 他

（聴覚障がい者）… ポータブルレコーダー、時計、音声読み上げ装置 他

（聴覚障がい者）… 屋内信号装置、通信装置、情報受信装置 他

（内部機能障がい 他）… 吸引器、ネブライザー、ストマ用装具 他

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-6 福祉電話の設置（貸与）

聴覚障がい者または外出困難な障がい者のみの世帯並びにこれに準じる世帯に対し、工事費無料で電話をお貸しします。ただし、電話の基本料金・通話料は本人負担になります。

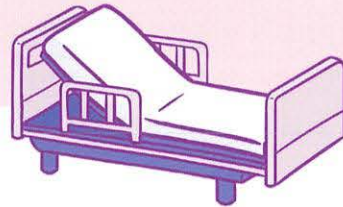
問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-7 福祉機器貸出し事業(福祉機器リサイクル事業)

障がいや疾病等により日常生活上、福祉機器を必要とする在宅の障がい者や高齢者に対し機器を貸出しします。

原則として、介護保険や障がい者制度等に該当しない方や制度利用まで必要な方を対象とします。

- 貸出機器 介護用ベッド、車いす、シャワーベンチ、歩行器、4点杖、ポータブルトイレなど。
- 利用料 無料  
※介護ベッドはマットレス消毒代として、3,000円負担していただきます。
- 貸出期間 3ヵ月以内



問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 5-8 声の広報等発行事業

視覚に障がいがある方および文字が読みづらくなってきた方を対象に、町広報誌「はえばる」、社協だより「ちむぐる」、「議会だより」をCDに音訳し定期的に提供します。(音訳活動：音訳サークルたんぽぽ)

- 利用料 無料

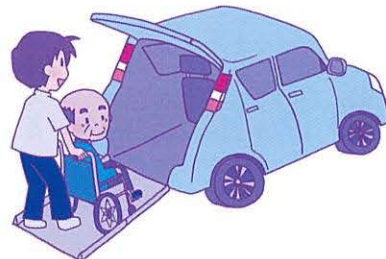


問合せ先 町社会福祉協議会 ☎098-889-3213

## 5-9 移動支援事業

障がいがあり、屋外での移動が困難な方が余暇活動等、社会参加のため外出する際の移動の支援を行います。

ただし、事前に「地域生活支援事業受給者証」の申請が必要です。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-10 日中一時支援事業

障がい児・障がい者の家族の就労支援、および日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がい児（者）の日中活動の場を確保し、預かりのサービスを提供する事業です。ただし、事前に「地域生活支援事業受給者証」の申請が必要です。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-11 意思疎通支援事業

聴覚障がい者、難聴者、中途失聴者のコミュニケーションの確保を図るため公的機関や医療機関等で手話通訳または要約筆記（筆談）を必要とする際に奉仕員を派遣します。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
(FAX 098-888-1772)  
E-mail : [syakaisanka@town.haebaru.okinawa.jp](mailto:syakaisanka@town.haebaru.okinawa.jp)

## 5-12 手話通訳者の配置

聴覚や言語に障がいのある方のコミュニケーション確保のため、手話で対応のできる専門の通訳者を町役場保健福祉課窓口配置しており、役場内での手続き等をお手伝いします。



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-13 重度心身障がい者(児)医療費の助成

心身に重度の障がいのある方が医療機関を利用した場合、その自己負担分（保険適用外は除く）に対し、医療費が助成されます。（所得制限あり）

助成を受けるには、受給資格者の認定申請が必要です。

### 助成対象者

医療保険に加入している方で障がいの程度が次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳 1 級または 2 級の方。
- ②療育手帳 A1 または A2 の方。
- ③身体障害者手帳 3 級でかつ療育手帳 B1 の方。
- ④療育手帳 B1 で特別児童扶養手当 1 級を受給している方。
- ⑤療育手帳 B1 で障害基礎年金 1 級を受給している方。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-14 住宅改修費の助成

身体の不自由な方が住宅の改造を必要とする場合にその費用を助成します。ただし、扶養義務者の所得に応じた費用負担があります。助成は原則1回となります。

介護保険の対象となる方は、介護保険利用が優先となります。

### 対象者

町内に居住する下肢、体幹機能障がい者または乳幼児以前の運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する学齢児童以上の身体障がい児・者で障害等級2級以上（特殊便器への取り替えについては、上肢障害2級以上）の方。

### 助成の範囲

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・様式便器等への便器の取り替え
- ・その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### 助成金額

限度額 20万円



問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-15 身体障害者自動車運転免許取得事業

身体障害者手帳の交付をうけている方で、自動車の運転免許を取得しようとする方に対し、10万円以内で取得費用の援助があります。ただし障がい内容等により受けられない場合があります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-16 自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付を受けている方で、自己所有の自動車を改造しようとする方に対し、改造費用10万円以内で助成します。ただし障がい内容等により受けられない場合があります。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-17 高速道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、事前に割引の登録手続きをすることで、高速道路通行料金が半額になります。

※登録できる自動車は、障がい者の方おひとりにつき 1 台であり、割引が適用されるのは、登録した車両での利用に限られます。また、登録できる自動車には、その種類や所有者に制限があります。

### 対象者

#### 【障がい者ご本人が運転する場合】

…… 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

#### 【障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗する場合】

…… 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がいをお持ち（手帳に記載されている「種類」が 1 種）の方

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-18 運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている方が手帳を提示することで、割引が受けられます。※詳しくは、各運行会社へお問い合わせください。

- 路線バス 5 割引（本人・バス会社が認めた場合、介護者も割引）
- モノレール 5 割引
- タクシー 1 割引

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

## 5-19 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童を扶養している父母、もしくは父母に代わりその児童を養育している人に手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。

ただし、児童が施設に入所したときや養育者の所得が一定の額を超える場合は、支給が停止されます。

- 支給額 1 級 月額 52,500 円
- 2 級 月額 34,970 円

問合せ先 役場こども課 ☎098-889-7028



## 5-20 特別障害者手当(20歳以上)障害児福祉手当(20歳未満)

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）に支給されます。  
ただし、施設に入所したときや 3 ヶ月以上入院したとき、本人や配偶者および扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されません。  
なお、特別障害者手当は、障がい重複する場合に該当します。

- 支給額 特別障害者手当 月額 27,350 円（令和 2 年度時点）  
障害児福祉手当 月額 14,880 円（令和 2 年度時点）

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
南部福祉事務所 ☎098-889-6364

## 5-21 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が、加入者として毎月一定の掛金を振込み、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、心身障がい者（児）に対し、終身一定額の年金を毎月支給するための任意加入の共済制度です。

- 年金の給付 1 口加入の場合 毎月 20,000 円  
2 口 // 毎月 40,000 円
- 加入資格者 心身障がい者（児）の保護者で、次の条件に該当する者。
  - ・加入時年度の 4 月 1 日時点の年齢が 65 歳未満の人。
  - ・特別の疾病、または障がいを有していない人。
- 掛 金 加入時の保護者の年齢により 9,300 円～ 23,300 円の掛金が必要です。（加入者の所得に応じ、掛金の減額があります。）

問合せ先 南部福祉事務所 ☎098-889-6364



## 5-22 障害年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、65 歳未満の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに、どこの年金に加入していたかで請求書の提出先が異なります。

国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」となりお住まいの市町村へ提出  
厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」となり管轄の年金事務所へ提出  
また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

### ■ 障害基礎年金の年間支給額

障害の程度が 1 級の場合：977,125 円 + (子の加算)

障害の程度が 2 級の場合：781,700 円 + (子の加算)

問合せ先 役場国保年金課 ☎098-889-1798

## 5-23 自動車税(種別割)および軽自動車税(種別割)の減免

障がい者の所有する車、または障がい者と生計を一にする者が、もっぱら障がい者の通学、通勤、通所、通院のために使用する車について自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)が減免されます。

障がいの区分によって該当する等級が異なるので、お問い合わせのうえ手続きしてください。

問合せ先 (普通自動車) 自動車税事務所 ☎098-879-1627  
(軽自動車) 役場税務課 ☎098-889-4413

## 5-24 南風原町身体障害者福祉会

町内の身体障がい者で組織し、会員相互の情報交換や親睦および地域の福祉増進を図ることを目的に活動を行っています。

■ 主な事業 ・総会 ・観月会 ・ピクニック ・ボウリング大会  
・研修会 ・他市町村交流会 他

■ 年会費 1,000 円

問合せ先 南風原町身体障害者福祉会  
(南風原町社会福祉協議会内) ☎098-889-3213

# 6.

## 資料編



### 6-1 介護保険制度

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要となった時、要介護認定を受けて介護サービスを利用するしくみで、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。

問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416  
町地域包括支援センター ☎098-889-3534

#### ①加入者(被保険者)と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付の対象者	介護が必要であると認定された人 (どんな病気やけががもとで介護が必要となったかは問いません)	老化が原因とされる病気(※特定疾病)により介護が必要であると認定された人
保険料	所得段階に応じて市町村ごとに設定されます	加入している医療保険の算定方法により決まります
保険料の支払方法	年金額が一定額以上の方は年金から天引き(特別徴収)、それ以外の方は市町村に個別納付となります(普通徴収)	医療保険に上乗せして医療保険者に納付します

※特定疾病(介護保険法施行令第2条)

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ②関節リウマチ
- ③筋委縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統委縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## ②介護サービス利用のながれ

申請

介護が必要となったら、まず、役場へ申請し  
要介護認定を受ける必要があります。

役場



調査

介護が必要な状態か調査します。

### ■訪問調査

調査員が家庭等を訪問し介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。

### ■主治医意見書

主治医が病気の状態などをまとめた医学的見地からの意見書



審査判定

コンピューターによる判定

どのくらい介護が必要か審査します。

### ■介護認定審査会

訪問調査の結果と医師の意見をもとに保健・医療・福祉の専門家が審査します。



認定結果の  
通知

認定を行いその結果を通知します。

必要な介護の度合いに応じて、次のような区分に分けられます。

- ・非該当（自立）介護サービスは受けられません
- ・要支援 1～2
- ・要介護 1～5



在宅か施設か  
選択

在宅サービス利用

施設サービス利用（要介護1以上の方が利用できます。）



介護サービス  
計画の作成

どんなサービスをどのくらい利用するかという、  
介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談すると、本人の希望や心身の状態、家庭の状況にあった総合的なケアプランを作成してもらうことができます。（介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。）

サービスの  
利用

介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

原則として、費用の1割または2割が利用者負担となります。  
（ただし、一定以上の所得がある方は3割負担になります。）

### ③要介護状態区分と心身の状態

要介護度状態区分	心身の状態の例
自立 (非該当)	介護保険によるサービスは受けられませんが、南風原町が行う高齢者福祉サービスや介護予防・日常生活支援総合事業などが利用できます。
要支援 (1・2)	「食事や排せつは、ほとんど自分でできるが、掃除などの生活動作に支援が必要」など
要介護 1	「食事や排せつは、ほとんど自分でできるが、身の回りの一部に介助が必要」「立ち上がり等に支えが必要」など
要介護 2	「食事や排せつに、介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介護が必要」「立ち上がり等に支えが必要」など
要介護 3	「排せつや身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできない」「歩行が自分でできないことがある」など
要介護 4	「排せつや身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない」「歩行が自分でできない」「問題行動や一般的な理解の低下がみられることがある」など
要介護 5	「食事や排せつ、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない」「問題行動や一般的な理解の低下がみられることがある」など

### ④利用者負担とサービス利用限度額

サービスを受けるときは、介護サービスにかかった費用の1割または2割を負担します。(ただし、一定以上の所得がある方は3割負担)

在宅サービスのうち、訪問通所サービスと短期入所サービスを利用する際には、要介護状態区分別に介護保険から給付される上限額(支給限度額)が決められます。

上限額以上のサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

要介護度状態区分	訪問通所系サービス	短期入所サービス
要支援1	50,320円/月	・要介護状態区分ごとに利用できる日数が異なります。  ・連続して30日を超えて利用される短期入所生活介護費および短期入所療養介護費は、31日目は全額自己負担です。
要支援2	105,310円/月	
要介護1	167,650円/月	
要介護2	197,050円/月	
要介護3	270,480円/月	
要介護4	309,380円/月	
要介護5	362,170円/月	
●福祉用具購入費:支給限度額(年間)10万円まで。 ●住宅改修費:原則として支給限度額20万円まで。大きく心身状況が変化した場合や引っ越した場合は再支給を受けられる場合があります。		

## ⑤利用できる主なサービス(在宅サービス)

### 1. 介護予防サービス(要支援1・2と認定された方)

#### I) 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士等が訪問してリハビリテーションを行います。

##### 例えば…

- ◇自宅でリハビリを続けていきたい。
- ◇自分や家族でリハビリができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	1回 292円
----------------------	---------



#### II) 介護予防訪問看護

疾患等を抱えて外出が困難な人について、看護師が居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。

##### 例えば…

- ◇病気などで外出が難しい、
- ◇経管栄養や点滴の管理などをしてほしい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	訪問看護ステーションから(30分未満)	1回 449円
	病院または診療所から(30分未満)	1回 380円

#### III) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設等で食事などの日常生活行為向上のための支援やリハビリテーションを受けられるほか、利用者の目標に合わせた選択的なサービスが利用できます。

##### 例えば…

- ◇施設に通ってリハビリを受けたい。
- ◇自分でできることを増やしたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要支援1	1ヵ月 1,721円
	要支援2	1ヵ月 3,634円

※選択的サービスごとに加算があります。

※食費、日常生活費など別途負担があります。

## IV) 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等、福祉系施設に短期間入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが利用できます。

### 例えば…

- ◇しばらく家族の介護の手を休めたい。
- ◇諸事情により家庭で生活ができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	介護老人福祉施設 [併設型・多床室] の場合		
	要支援 1	1日	438円
要支援 2	1日	545円	

※ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。

## 2. 介護サービス（要介護1～5と認定された方）

### I) 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

### 例えば…

- ◇入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい。
- ◇洗濯や掃除などが十分にできない。



自己負担の目安 (1割負担の場合)	身体介護中心 (30分以上1時間未満)		1回	395円
		生活援助中心 (45分以上)		1回

※早朝、夜間、深夜などの加算があります。

### II) 訪問看護

疾患等を抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

### 例えば…

- ◇床ずれの手当てをしてほしい。
- ◇経管栄養や点滴の管理をしてほしい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	訪問看護ステーションから (30分未満)		1回	469円
		病院または診療所から (30分未満)		1回

### Ⅲ) 通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のためサービスを日帰りで利用できます。

#### 例えば…

- ◇外出をして人との交流をもちたい。
- ◇家族の介護の手をやすめたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要介護 1	1回	648円
	要介護 2	1回	765円
	要介護 3	1回	887円
	要介護 4	1回	1,008円
	要介護 5	1回	1,130円



※食費、日常生活費など別途負担があります。

### Ⅳ) 通所リハビリテーション (デイケア)

老人保健施設等で食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで利用できます。

#### 例えば…

- ◇施設に通ってリハビリを受けたい。
- ◇家族の介護の手を休めたい。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	要介護 1	1回	716円
	要介護 2	1回	853円
	要介護 3	1回	993円
	要介護 4	1回	1,157円
	要介護 5	1回	1,317円

※食費、日常生活費など別途負担があります。





## V) 短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事や入浴など日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが利用できます。

### 例えば…

- ◇しばらく家族の介護の手を休めたい。
- ◇諸事情により家庭で生活介護ができない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	介護老人福祉施設 [併設型・多床室] の場合		
	要介護 1	1回	586円
	要介護 2	1回	654円
	要介護 3	1回	724円
	要介護 4	1回	792円
要介護 5	1回	859円	

※ただし、宿泊費、食費、日常生活費などは自己負担になります。



## VI) 訪問入浴介護

介護専用浴槽を自宅に運び入浴サービスを利用できます。

### 例えば…

- ◇自宅にお風呂がない。
- ◇感染症により他の施設の浴室が利用できない。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	1回	1,256円
----------------------	----	--------

### 3. 福祉用具貸与・購入、住宅改修 (要支援、要介護と認定された方)

#### I) 福祉用具貸与

1. 車いす
2. 介護ベッド
3. 床ずれ防止用具
4. 体位変換器
5. 手すり
6. スロープ
7. 歩行器
8. 歩行補助つえ
9. 認知症老人徘徊感知機器
10. 移動用リフト
11. 自動排せつ処理装置 他

※要支援 1・2 の方、要介護 1 の方は利用できる品目が限られています。

※利用する場合、月々の利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の 1 割または 2 割が自己負担になります。(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

#### II) 福祉用具購入

1. 腰掛便座
2. 入浴補助用具
3. 特殊尿器
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分

※指定を受けていない業者から購入した場合は、支給の対象となりません。

※利用限度額は 10 万円で利用した額の 1 割または 2 割が自己負担になります。

(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

※利用する場合は、担当ケアマネージャーは地域包括支援センターにご相談ください。

#### III) 住宅改修

生活環境を整えるための小規模の住宅改修に対して、要介護度に関係なく上限 20 万円まで住宅改修費が支給されます。

自己負担は 1 割または 2 割になります。(ただし、一定以上の所得がある方は 3 割負担)

※工事の前に市町村窓口での相談・事前協議が必要です。

##### 対象となる工事

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. その他、これらの各工事に付帯して必要な工事

## 4. 介護予防・日常生活支援総合事業

65 歳以上のすべての人が利用できる介護予防のための事業で、一人ひとりの状態に合わせたサービスを利用することができます。

これまで、介護保険で要支援 1・2 と認定されていた人に提供していた介護予防サービスの一部（ホームヘルプやデイサービス）を介護保険の認定を受けていなくても「基本チェックリスト」で生活機能の低下が確認された場合、利用できるサービスがあります。そのほかに、短期集中で運動機能のアップをめざす運動教室などを利用することができます。

### I) ホームヘルプサービス（介護予防訪問介護相当サービス）

ヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴の介助、調理や洗濯、部屋の掃除などを行い、自立した在宅生活を支援します。

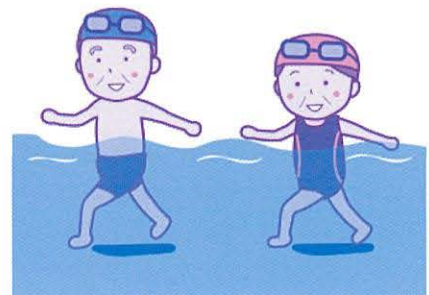
自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 1 回程度	1 回あたり 267 円
	(月 4 超の場合)	1 月あたり 1,172 円
自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 2 回程度	1 回あたり 271 円
	(月 4 超の場合)	1 月あたり 2,342 円

### II) デイサービス（介護予防通所介護相当サービス）

デイサービスに通って人との交流を楽しみながら、食事や入浴などの支援を受けます。

自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 1 回程度	1 回あたり 380 円
	(月 4 超の場合)	1 月あたり 1,655 円
自己負担の目安 (1割負担の場合)	週 2 回程度	1 回あたり 391 円
	(月 4 超の場合)	1 月あたり 3,393 円

ホームヘルプやデイサービスの他に、プールの中での運動や筋力トレーニングなどがあるので、一人ひとりの身体の状況や生活にあったサービスを利用することができます。



## 6-2 障害福祉サービス

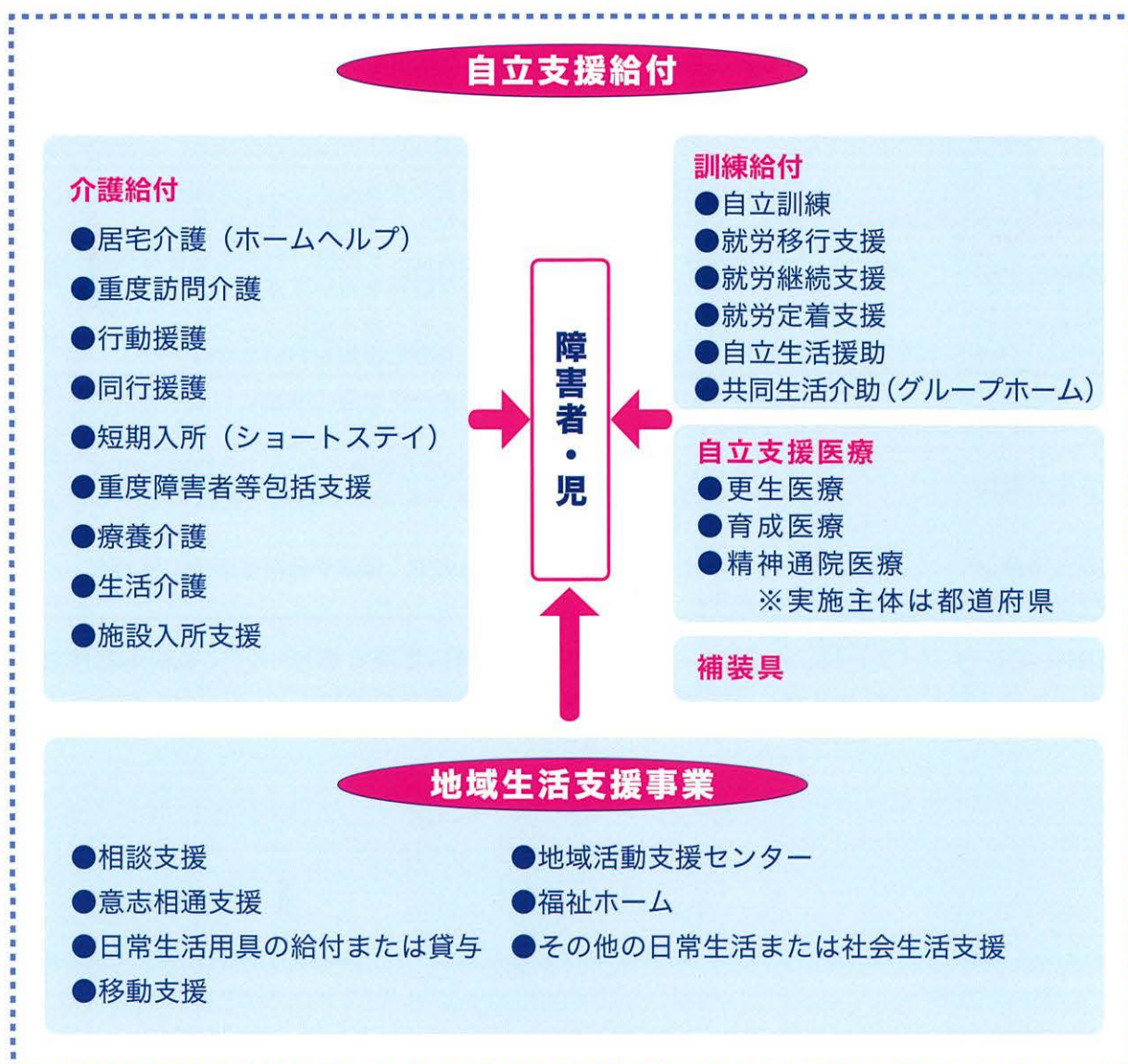
問合せ先 役場保健福祉課 ☎098-889-4416

障がい者が地域で安心して暮らせる社会の現実をめざします。

### ①福祉サービスの概要

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障がい者（身体・知的・精神）や難病患者の方を対象に行われる支援です。居宅でも介護などの支援をする「介護給付」と、自立生活や就労をめざす方を支援する「訓練給付」に分けられます。また、地域の特性に応じで行う「地域生活支援事業」も、障がいをもつ方に対して行われる支援です。

障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。なお、障がいのある児童に対しては、児童福祉法に基づいて行われるサービスがあります。



## ②福祉サービスの種類

### (1) 障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

サービス名	内 容	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介 護 給 付
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に 行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避 するために必要な支援、外出支援を行います。	
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して 移動の支援を行います。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人、居宅介護等複数のサービスを包括 的に行います。	
療養介護	医療の必要な障がい者で常時介護を必要とする人に昼間、入浴、 排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的な活動または生産 活動の機会を提供します。	
生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行 うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援	施設に入所する人に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体 機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓 練 等 給 付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識 および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 (A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するた めの支援を行います。	
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等補うため、定期的な居宅 訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な 支援を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を 行います。	

「障害福祉サービス」は、ヘルパーなどが自宅を訪問し支援するサービスや利用者が施設に通ったり入所したりするサービスなどさまざまなものがあります。

## (2) 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適正に応じた日常生活または社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

町は、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じ、効率的・効果的な取り組みを行います。

事業名	内 容
相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
意志疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意志疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での行動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作的活動また生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：日中一時支援事業 等

## (3) 児童のサービス

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」があります。

### ●子どもの発達や自立を支援するために

事業名	内 容	給付の種類
児童発達支援	障害のある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児 通所支援
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。	
医療型 児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。	
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。	
保育所等 訪問施設	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。	

## ③ サービス利用のながれ

### ● サービス利用までのながれ

申請からサービスを利用するまでのながれをご説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう、町や事業所がお手伝いします。

**1**

#### 相談

町役場または相談支援事業者に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は町役場に申請します。

**2**

#### 申請

申請用紙に必要事項を記入して町に申請します。申請の時に必要なその他の書類についてはお問い合わせください。

**3**

#### 調査 (アセスメント)

申請すると、区分認定調査員が障がいの状況についての調査を行います。公平を期するために、全国統一の調査項目が定められ、コンピュータで判断されます。

**4**

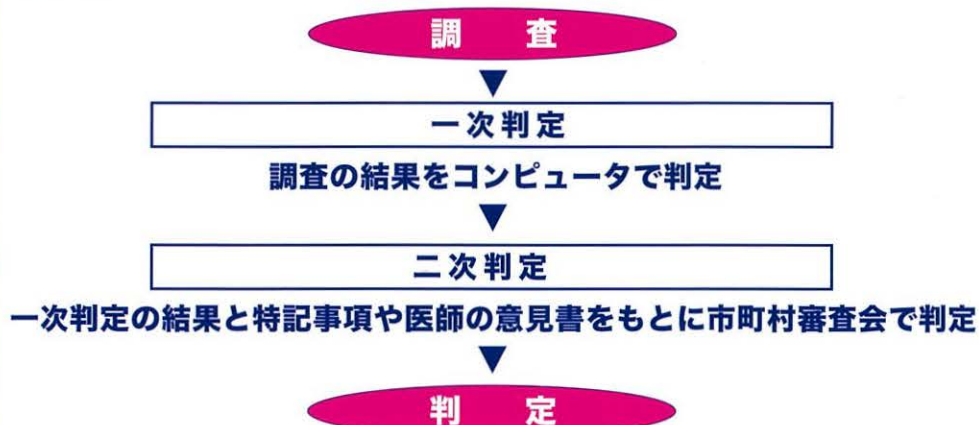
#### 審査・認定

審査の結果をもとに、市町村の審査会で審査・認定が行われ、どのくらいのサービスが必要な状態か（障害支援区分）が決められます。

##### 障害支援区分とは

障がい者の心身の状態等により区分1から区分6までに分けられます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。

##### 調査から認定までのながれ（介護給付）



● 訓練等給付を希望する場合は、本人の意向や状況を調査して暫定的に支援量などが決まります。

**5**

## サービス等利用計画案の作成、支給決定

サービスの支給決定前に、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し、利用者はそれを町に提出します。

町が支給を決定すると、指定特定相談支援事業者はサービス担当者会議を開き、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

サービスの支給量などが決まると、決定内容が支給決定通知書により通知されます。

また、サービスの利用に関する情報が掲載された受給者証が発行されます。

**6**

## 事業者と契約

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

**7**

## サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。





## ④利用者負担

### ①月ごとの利用者負担には上限があります。

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

#### ■障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

#### ■障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

#### ●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳

### ②医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

#### 医療型個別減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と、医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

### ③世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。

●障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます。(償還払いの方法によります。)

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

#### ④食費等実費負担についても、減免措置が講じられます。

#### ⑤生活保護への移行防止策が講じられます。

- こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食事等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食事等実費負担額を引き下げます。

### ⑤自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について医療費の自己負担額を軽減する制度です。精神通院医療、更生医療、育成医療の3つに分けられます。

#### 1. 対象者

**精神通院医療** 精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方。

**更生医療** 身体障害者手帳の交付を受け、その障がい除去・軽減する手術などの治療により効果が期待できる方。(18歳以上)

**育成医療** 身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により効果が期待できる方。(18歳未満)

#### 2. 給付水準

自己負担については、原則として医療費の一割負担となります。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額を設定します。

また、入院時の食事療養費または生活療養費(いずれも標準負担額相当)については原則自己負担となります。

#### ■所得による上限

区分	対象となる世帯	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で障がい者の年収が800,000円以下	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が235,000円未満	医療保険の自己負担限度額と同様
一定所得以上	市町村民税課税世帯で市町村民税額(所得割)が235,000円以上	自立支援医療費支給の対象外

## 7.

## 南風原町内福祉事業所・施設 等



令和2年4月現在

No.	種類・施設名	住所	電話	備考
1	介護老人福祉施設 嬉の里 (特別養護老人ホーム)	新川538	888-0591	
2	介護老人保健施設 嬉野の園	新川458-1	888-1268	
3	介護老人保健施設 かりゆしの里	山川256-2	835-6607	
4	認知症対応型共同生活介護 グループホーム オアシス	新川452-1	889-6628	
5	認知症対応型共同生活介護 グループホーム マイフレンズ	喜屋武202-2	888-0378	
6	小規模多機能型居宅介護 小規模多機能ホーム はえばる	津嘉山675-35	889-8790	
7	特定有料老人ホーム むつみ寮	新川538	888-0592	
8	障害児入所施設 沖縄中央育成園 あさひ寮	宮平548-1	889-4100	生活介護/施設入所支援 短期入所
	障害者支援移設 沖縄中央育成園 あおぞら荘			生活介護/施設入所支援 短期入所
	沖縄中央育成園 生活支援センター		889-2856	生活介護
9	障害者支援施設 よもぎ学園	宮平550	889-6011	生活介護/施設入所支援 短期入所
10	ワークプラザ南風	宮平540	889-4878	生活介護/就労継続支援B型 就労移行支援/就労定着支援
11	美南風	宮平546-8	888-1353	グループホーム
12	障がい者相談支援センターりんく	宮平580-11 103号	889-7835	計画相談支援/地域移行支援 地域定着支援
13	てるしのワークセンター	宮平206-1	889-4011	就労継続支援B型 就労移行支援/就労定着支援
14	相談支援事業所 てるしの		888-5658	計画相談支援
15	指定障害福祉施設サービス事業所 大名の丘	大名48-1	888-4516	グループホーム 自立訓練/就労継続支援B型
16	福祉事業所 はんどinはんど	照屋1	888-3224	生活介護 就労継続支援B型
17	就労継続支援事業所 かすりくらぶ	兼城393 102号	888-1058	就労継続支援B型
18	就労継続支援事業所 のぞみの里	宮城264	888-5102	就労継続支援B型
19	指定障害福祉サービス事業所 なかゆくい新川	新川458-1	835-6986	就労継続支援B型
20	就労継続支援B型事業所 光の郷 ゆらていく	兼城329	987-1747	就労継続支援B型

令和2年4月現在

No.	種類・施設名	住 所	電 話	備 考
21	障害福祉サービスセンター ひるぎ	喜屋武181	882-7853	生活介護
22	グループホーム 愛さ	本部434-11	889-1388	グループホーム
23	ケアセンター 野の花	兼城263-23	889-3184	居宅介護 重度訪問介護/同行援護
24	ヘルパーステーション かなさ	照屋253-6 102号	987-1925	居宅介護/行動援護 重度訪問介護/同行援護
25	はくあいの園	新川452-1	889-4830	グループホーム
	特定相談支援事業所 はくあい			計画相談支援/地域移行支援 地域定着支援
26	相談支援事業所 広伸会	与那覇521-1 101号	996-2388	計画相談支援
27	南風原町社会福祉協議会 指定一般相談支援事業所	宮平697-10	889-3213	地域移行支援 地域定着支援
	南風原町社会福祉協議会 指定居宅介護等事業所			居宅介護/行動援護 重度訪問介護/同行援護
28	共同生活援助 いーまーる	宮平746	996-5215	グループホーム
29	相談支援センター はっぴー	兼城270-1	851-8106	計画相談支援/地域移行支援 地域定着支援
30	訪問介護 はっぴー	照屋299-1 102号	882-6170	居宅介護 重度訪問介護/同行援護
31	就労支援センター あいこ南風原	津嘉山444-6 1F	927-8362	就労継続支援B型
32	就労支援センター こくぼ	照屋240-1	987-1606	就労移行支援 就労継続支援B型
33	児童デイサービス ぽっけ	喜屋武6	882-7851	放課後児童デイ
34	障害児通所支援事業所 ふらわーず	新川37-15	996-5188	放課後児童デイ 児童発達支援
35	児童発達支援事業所 アネラ	津嘉山1490 1F	953-1862	放課後児童デイ 児童発達支援 ※重心
36	ハートライン沖縄 児童デイサービス	兼城623-4 1F	070-4033-7922	放課後児童デイ
37	ハピネス	兼城131 C-2	851-3139	放課後児童デイ 児童発達支援
38	放課後等デイサービス ぱびふぺぼ	兼城339-45	987-0507	放課後児童デイ
39	キッズサポートクラブ あしたば	新川214-2 2F	996-5356	放課後児童デイ 児童発達支援
40	重症心身障がい児児童発達支援 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ととろ	与那覇532-1	996-3630	放課後児童デイ 児童発達支援 ※重心

令和2年4月現在

No.	種類・施設名	住 所	電 話	備 考
41	児童デイサービス ポラリス	津嘉山1279-1 1F	955-9039	放課後児童デイ 児童発達支援
42	さぼーとせんたー いまあじ	喜屋武195-1	889-5955	放課後児童デイ
43	広伸会 南風原教室	与那覇521-1	996-2388	放課後児童デイ 児童発達支援
44	放課後等デイサービス リーる	宮平518-5	996-1517	放課後児童デイ
45	はっぴー Kids	兼城270-1 1F	987-1611	放課後児童デイ 児童発達支援 ※重心
46	多機能型事業所 リズム	宮平499	888-0068	放課後児童デイ 児童発達支援





ふれあいネットワーク



社会福祉法人南風原町社会福祉協議会

〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町字宮平 697 番地 10  
 (総合保健福祉防災センターちむぐる館内)  
 TEL.098-889-3213 FAX.098-889-6269